

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の報酬等に関する規程

2017年3月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ワーナーホーム(以下「法人」という。)の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の報酬及び日当等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び日当を支払うことができる。

2 交通費の実費が、日当の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の報酬)

第4条 役員が理事会以外の日において、理事長からの命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長からの命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長からの命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支払うことができる。

4 苦情解決第三者委員が理事長からの命を受けて苦情解決業務等にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支払うことができる。

5 交通費の実費が、日当の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 職員を兼務する役員、評議員選任・解任委員には、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び日当を支払うことができる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は2017年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	日 当
理事会出席報酬等	日額 20,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	日額 20,000円	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	日額 20,000円	5,000円

別表2 (第4条関係)

名 称	報 酬	日 当
役員報酬等	日額 20,000円	5,000円
評議員報酬等	日額 20,000円	5,000円
評議員選任・解任委員報酬等	日額 20,000円	5,000円
苦情解決第三者委員報酬等	日額 20,000円	5,000円

別表3 (第5条関係)

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	15,000円	実費相当

別表4 (第7条関係)

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当